

議案第5号

鳥取県附属機関条例の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県職務育成品種審査会	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）第25条に規定する職務育成品種の品種登録に関する事項
鳥取県農業改良普及所外部評価検討会	農業についての普及指導活動の評価に関する事項
略	
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	カワウの繁殖抑制対策に関する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県職務育成品種審査会	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）第25条に規定する職務育成品種の品種登録に関する事項
略	
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	カワウの繁殖抑制対策に関する事項
鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業改良普及指導活動の評価に関する事項
鳥取県東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所普及指導活動評価検討会	
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	

		普及指導活動評価検討会 鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所 普及指導活動評価検討会
		鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所 普及指導活動評価検討会
		鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所 大山普及支所普及指導活動評価検討会
		鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所普及指導活動評価検討会
略		略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。